

## 学生支援方針

### (1) 学修支援

学生一人ひとりが人間性を涵養し、実学の学びを深めることができるよう、教職員による積極的な学修支援を行う。

- ・ 学修に関する相談体制を整備し、教職員が連携して相談・指導に取り組む。
- ・ 教職員が連携して学修環境の整備に努める。
- ・ 成績不振の学生、留年者、休学者及び退学希望者等の状況把握を行い、学生の特性に応じた指導、助言を行う。
- ・ 学生へのアンケート調査等によって学修上の問題点を明確化し、それを踏まえてより効果的な学修支援策を立案し、実施する。

### (2) 生活支援

- ・ 安全で快適な学生生活のために、学内環境の整備と不便の解消に取り組む。
- ・ 充実した学生生活と人間的成長を目指し、クラブ・サークル活動、ボランティア活動等、正課外活動への参加を支援する。
- ・ 学生の経済的不安の解消のため、本学独自の奨学金制度を整備し学ぶ意欲をサポートする。
- ・ 学生意見箱に投函された学生意見に対し、関連部署からの直接回答を返す。またそのやり取りを全教職員で共有し、教育改革に反映させる。
- ・ 学生相談室に公認心理師の有資格者を配置し、学生のメンタルヘルスの問題に対応する。必要時、担当者の他に学生相談室アドバイザー・保健室・学生課等がチームとして対応する体制を強化する。

### (3) 就職支援

- ・ 社会人基礎力を身に付けた学生を社会に送り出すため、キャリアコンサルタントのきめ細やかな対応を強化する。
- ・ 正課授業にキャリア教育を組みこみ、学生自身の目標実現のための継続的なキャリア支援を実施する。
- ・ 各学科・学年に必要な就職ガイダンスや就職説明会を開催し、個別面談や履歴書の添削指導を通して、個々に合った就職活動と就職の実現をサポートする。

### (4) 留学生支援

- ・ 日本語教育の充実を図りつつ、留学生の学修上の支援を進める。
- ・ 異文化に対する理解を促しつつ、安全に留意させ、留学生の生活上の支援を進める。

### (5) 障害者支援

- ・ 「障害学生支援規定」を設け、関係教職員が連携しながら個別的な配慮を要する学生の学修環境の整備を推進する。
- ・ 障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に過ごせる学内環境整備に努める。